

広島県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大野部東城線	庄原市東城町久代字河内一六四六番地先から 庄原市東城町久代字河内一五三九番一地先まで	平成二十二年六月十四日